

あま〜い誘いに ご用心!

困ったときは迷わず相談

(局番なし)

い や や
188

18歳(成人)になると、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。トラブルにあわないために、契約に関する正しい知識を身につけましょう!



脱毛エステ・美容医療



●契約前に施術内容や利用条件、解約する場合の対応等について説明を受け、契約書面でしっかり確認しましょう。美容医療の場合は医師による施術かどうか確認が必要です。



(国民生活センターHP)

●事業者が倒産すると、支払い済の代金の返金は困難になります。長期間の契約には注意が必要です。その場で契約せず、いったん帰宅して検討するなど慎重に考えましょう。



(国民生活センターHP)

もうけ話



●「高額報酬」「簡単に稼げる」などと投資や副業のもうけ話をすすめられたら、まずは疑いましょう。簡単にもうかるうまい話はありません!



(消費者庁HP)

●クレジットカードで高額な決済をさせたり、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる手口もあります。安易に借金をしてまで契約しないようにしましょう。



(国民生活センターHP)

サブスクリプション契約



- 申込前に、無料お試しの条件や解約条件・方法を確認しましょう。無料期間内に解約しなければ、自動的に有料の契約に移行する場合があります。
- IDやパスワード、メールアドレスなどの登録情報は記録しておきましょう。(国民生活センター HP)
- アプリをアンインストールするだけでは解約できないので注意が必要です。
- 請求に気付くことができるようキャリア決済やクレジットカードの請求明細を毎月確認しましょう。(国民生活センター HP)



(国民生活センター HP)



(国民生活センター HP)

悪質通販サイト



- インターネット通販は、クーリング・オフできません。注文前にチェックポイントを確認しましょう。
- サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 偽サイトの場合は、お金が戻るとはほとんどありません。注文は慎重にしましょう。

通販サイトの チェックポイント



(越境消費者センター HP)



(国民生活センター HP)

困ったときは迷わず相談を

買物や契約などの困りごとや心配ごとは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

い や や!
188

契約には十分な注意を!

契約とは、「これをください」と申込み、「はい、〇〇〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。
契約書がなくても口頭でも成立し、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。
しかし、一旦契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい**特定の取引**について、契約した後も、一定の期間内であれば無条件で、契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフすることで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も、対価を支払う必要はありません。



(国民生活センター HP)

クーリング・オフが可能な取引と期間

法定の書面を受け取った日を含め、8日間または20日間のうちに通知を発信します。



(特定商取引法ガイド)

- 訪問販売 (自宅訪問販売、キャッチセールスなど)
- 電話勧誘販売
※Web会議やSNSの通話で勧誘された場合も電話勧誘販売にあたる場合があります
- 特定継続的役務提供
(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
- 訪問購入 (事業者が消費者の自宅等を訪問して買い取りをするもの)

8日間

- 連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネス)
- 業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)

20日間

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書 (はがき・電子メール・FAX・オンラインフォームなど) で通知します。
通知した内容、発信した証拠を保存しておきましょう。
- ◎クレジットカードで支払ったり、クレジット契約をしたりしている場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。(クレジット会社には「書面」で通知します)

クーリング・オフできない場合

- ×通信販売(インターネット通販など) ※広告に明記される返品特約に従います
 - ×3,000円未満のものを現金で買った場合
 - ×使用した消耗品 (健康食品や化粧品など)
 - ×自動車 (リース含む)
 - ×自ら出向いた店舗契約
 - ×セルフエステ (契約内容による)
 - ×事業者の訪問を依頼した場合 (注) など
- (注) 水回りや鍵の修理などの緊急時駆け付けサービス (暮らしのレスキューサービス) の安い代金の広告を見て訪問を依頼したにもかかわらず、高額な代金を請求された場合、クーリング・オフできることがあります。

クーリング・オフ通知例

宛先: ×××@××.××
件名: クーリング・オフ通知

次の契約を解除します。

- ①契約日 ○○年○月○日
- ②商品名 (サービス名)
○○○○○○○○○○
- ③契約金額 ○○○○円
- ④会社名 ○○○○会社
○○営業所
- ⑤担当者名 ○○○○

既払額の○○○円を返金し
商品を引き取ってください。

○○年○月○日
(契約者)
住所
氏名

通知後は、送信メール、オンラインフォーム画面のスクリーンショットやはがきのコピーを保存しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎていてもあきらめないで、早めにお近くの消費生活相談窓口へ

契約書面の不備やクーリング・オフ妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

未成年者契約の取消し

未成年者 (18歳未満) が保護者 (親権者などの法定代理人) の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合、保護者の承諾があるとみなされる場合などは未成年者契約の取消しができません。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら…

ひとりで悩まず まずは相談!

消費生活に関する相談や苦情をお聴きして、その解決をお手伝いします。相談は一切無料です。



兵庫県・市町の消費生活相談窓口

地域	名称	電話番号
神戸・阪神	神戸市消費生活センター	078-371-1221
	尼崎市消費生活センター	06-6489-6696
	西宮市消費生活センター	0798-64-0999
	芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
	伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
	宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
	川西市消費生活センター	072-740-1167
	三田市消費生活センター	079-559-5059
	猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
東播磨	あかし消費生活センター	078-912-0999
	加古川市消費生活センター	079-427-9179
	高砂市消費生活センター	079-443-9078
	稲美町消費生活センター	079-492-9151
	播磨町消費生活センター	079-435-1999
	西脇市消費生活センター	0795-22-3111
	三木市消費生活センター	0794-82-2000
	小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
	加西市消費生活センター	0790-42-8739
	加東市消費生活センター	0795-43-0502
	多可町消費生活センター	0795-32-3322
	中播磨	姫路市消費生活センター
神河町住民生活課		0790-34-0962
市川町住民環境課		0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)		0790-22-4977
西播磨	相生市消費生活センター	0791-23-7149
	たつの市消費生活センター	0791-64-3250
	赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
	宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

地域	名称	電話番号
西播磨	太子町消費生活センター	079-277-1015
	上郡町消費生活センター	0791-52-1115
	佐用町消費生活センター	0790-82-0670
但馬	豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
	養父市消費生活センター	079-662-3170
	朝来市消費生活センター	079-672-6121
	香美町消費生活センター	0796-36-1941
	新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
	たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波	丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
	丹波市消費生活センター	0795-82-0996
淡路	洲本市消費生活センター	0799-22-2580
	南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
	淡路市消費生活センター	0799-64-0999
県	県立消費生活総合センター	078-303-0999
	但馬消費生活センター	0796-23-0999

※相談実施曜日・時間等は、窓口により異なります。



友達や知り合いからマルチ商法などの勧誘をされても、きっぱり断りましょう!

「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません!

特にSNSなどでの勧誘は要注意!!

被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐに居住地の消費生活相談窓口へ

兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL 078-302-4000 FAX 078-302-4002

消費生活相談専用電話 **078-303-0999**

URL <https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



消費者行政事業者
(ふくたん) (はばたん) (こうたん)
ひょうごの消費生活シンボルマーク
消費者教育推進大使



●インキ:大豆油インキを含む
植物油インキ

令和7年11月

07民02-002A3

■今話題の悪質商法の最新手口やリコール情報、食の安全安心にかかる情報など定期的に発信!

X hyogoshohi

検索